㈱　「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「通勤㈡」、「早朝」、「平夜」、「平昼」、「休昼」、「休特」、「特区」、「休夜」、「東京」、「圏央連続」、「東海」、「乗継」、「中央」、「特定」、「連続」、「短区間」、「障割」、「路バス」、「休バス」、「年末㈠」、「年末㈡」、「年末㈢」及び「年末㈣」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東海環状自動車道連続割引、近畿自動車道名古屋関線等における乗継利用割引、中央自動車道富士吉田線における短区間割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引、ＥＴＣ短区間割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引、平成21年度年末年始期間特別割引㈠、平成21年度年末年始期間特別割引㈡、平成21年度年末年始期間特別割引㈢及び平成21年度年末年始期間特別割引㈣を指すものとし、縦と横の交点の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

別添７⑵を次のとおり改める。

⑵　重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	高速国道との連続利用割引
2	深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東海環状自動車道連続割引、近畿自動車道名古屋関線等における乗継利用割引、中央自動車道富士吉田線における短区間割引、障害者割引、平成21年度年末年始期間特別割引㈠、平成21年度年末年始期間特別割引㈡又は平成21年度年末年始期間特別割引㈢
3	特定区間割引又はＥＴＣ短区間割引
4	乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引又は平成21年度年末年始期間特別割引㈣
5	マイレージ割引、大口・多頻度割引又はＥＴＣ前納割引

２．⑶のうち、⑧イ、⑨イ及び⑪イ中、「休日」を「休日（平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）」に改める。⑯中「③から⑩並びに⑫及び⑭」を「③から⑨並びに⑪から⑬」に改め、⑥、⑫、⑬及び⑭を削り、⑦平日昼間割引㈢を⑥平日昼間割引とし、⑧を⑦とし、⑨を⑧とし、⑩を⑨に、⑪を⑩として、⑩の次に次のとおり加える。

⑪　平成21年度年末年始期間特別割引㈠

イ　割引をする自動車

午前４時から午前６時までの間又は午後８時から翌午前０時までの間に通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率

⑤ロに定める割引率を適用する。

ハ　適用する期間

平成21年12月26日及び平成21年12月27日。

⑫　平成21年度年末年始期間特別割引㈡

イ　割引をする自動車

午前６時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率

⑥ロに定める割引率を適用する。

ハ　適用する期間

平成21年12月26日及び平成21年12月27日。

⑬　平成21年度年末年始期間特別割引㈢

イ　割引をする自動車

ハに定める期間に通行するＥＴＣ車のうち、普通車。

ロ　割引率

⑧ロに定める割引率を適用する。

ハ　適用する期間

平成22年１月４日及び平成22年１月５日。

⑭　平成21年度年末年始期間特別割引㈣

イ　割引をする自動車

ハに定める期間に通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて、同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第４条第１項及び同法第21条第２号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者の自動車（３会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための３会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。

ロ　割引率

⑩ロに定める割引率を適用する。

ハ　適用する期間

平成22年１月４日及び平成22年１月５日。

別添２を次のとおり改める。